

全国 保健師長会 だより

第44回全国保健師長会 代議員総会報告

令和4年11月26日(土)、滋賀県大津市を会場にハイブリッド方式で第44回代議員総会を開催しました。

冒頭、会長から、「新型コロナウイルス感染症の第1波から保健師は住民の生命と生活、人権を守るため最大限の努力と熱量を掛けて乗り越えてきました。この間、不健康な生活習慣、自殺・虐待の増加、コミュニティの弱体化など地域を取り巻く状況は厳しさを増し、ポストコロナ時代において、保健師がどのような役割を果たすかが問われる大事な局面に差し掛かっています」とのあいさつがありました。

来賓祝辞では、厚生労働省健康

第44回全国保健師長会 代議員総会報告

全国保健師長会 会長 松本 珠実

局長の佐原康之氏、厚生労働省健康局健康課保健指導室長の五十嵐久美子氏、全国保健師長会会長の内田勝彦氏、日本看護協会会長代理常務理事の鎌田久美子氏、日本公衆衛生協会理事長の松谷有希雄氏、滋賀県知事代理健康医療福祉部長の市川忠稔氏、大津市長代理健康保険部次長の岡嶋一郎氏から保健師活動に対する感謝と期待のお言葉をいただきました。

【総会】

総会は、書面評決による審議で、すべての提案議案が承認されました。①各ブロック、部会、委員会から令和4年度事業報告がありました。②令和5年度のテーマは「変わりゆく地域の健康課題に^{たいじ}対峙する公衆衛生看護活動の展開」『誰ひとりとり残されない』保健活動の転



写真1 代議員総会の様子

により副会長3名(継統)、推薦委員3名が選任され、会長から総務担当理事として常任理事1名の指名がありました(写真1)。

【講演】

「新型コロナウイルス対応を踏まえた健康危機管理体制の整備に向けて」と題し、厚生労働省健康局保健指導室長の五十嵐久美子氏から、審議中の「感染症法の一部を改正する法律」の概要と今後求められる取り

換期を仲間とともに乗り越える」です。③役員・推薦委員選挙では、信任多数

【基調講演】

「保健師を継続する」コロナ禍の保健活動を経験して」をテーマに富山県立大学看護学部教授の佐伯和子氏を講師にお招きし、「コロナ禍での保健活動と経験の意味」「働くことを形作るもの」「個人にとっての離職・退職・転職」「個人が保健師として働き続けること」「働き続けることができる人づくり・職場づくり」「職能としての継統」について、これまでの活動を整理し、形式知化したご説明をいただきました(写真2)。

○講演概要

コロナ禍での保健師活動は、①何を経験したかだけでなく、その

活動がどのような意味を持ち得たかを押さえること ②先の見えない業務に対し、なぜモチベーションを維持し働けたのか、それは職場づくりや仲間同士の支え合う環境づくりが大切である」とご説明をいただきました。

また、保健師として働き続けることについては、①実践からどれだけ学べるか、現実をどれだけ見ているかということが仕事の価値を見いだすことにつながる ②相手の生活を想像できる力や形のないものを仕事として行い、形作って試行錯誤できる力が必要。仕事上得た経験も自分の人生を豊かにしてくれ、自身の成長につながる」とメッセージをいただきました。

職能としての継統では、①保健師の土台形成の基礎教育の充実。専攻科や大学院教育の確立 ②社



写真2 基調講演の様子

会がどう保健師を必要としているのか、社会の中に自分たちの活動を位置付けて考え

る。そのことが国民の健康に寄与する。働き続けることが個人・看護・社会にとつての意味になる」と締めくくられました。

【実践報告】

大阪市保健所感染症対策課保健主幹の大畑有紀氏および滋賀県南部健康福祉事務所主席参事兼次長の黒橋真奈美氏から、「コロナ禍における保健活動」をテーマに、各自自治体における取り組みについて、次を通り報告がありました。

○大阪市の取り組み

令和2年5月に設置された新型コロナウイルス感染症対策グループに管理職保健師5名が配置され、4年4月には24区保健福祉センターに健康危機管理担当保健師26名が配置されました。このような体制で、大阪市独自の感染症対応業務管理システムMIOISYSを活用し、疫学調査後に陽性者の情報を区保健福祉センターへ引き継ぐなど、保健所と保健福祉センターの連携により日々の業務を行ってきました。また、在宅療養者に対する医療支援として、往診チームによる診療や訪問看護師の訪問による健康観察等を依頼できる体制整備にも

取り組みました。

第6波の感染拡大時は、発生届けの入力処理の遅れが生じることもありましたが、インターネットFAX、MIOISYSの導入等より効率化を図り、第7波ではおおむね当日中に疫学調査を実施できる状況となつています。

○滋賀県の取り組み

草津保健所では、第1波から第7波まで、その時々課題を踏まえた業務の見直しを行い、クラスター事例の考察と必要な取り組みのまとめ、医療機関等クラスター経験を基にしたチェックリストの作成など、次の波に備えた体制整備に取り組んできました。また、感染拡大に対応するため、医師会や薬剤師会と連携した在宅療養者の支援体制の構築や人員確保、派遣職員

の調整、訪問看護ステーションへの業務委託、IT化による業務効率化などを行ってきました。

管理的立場の保健師としては、感染が落ち着いている時期にも「今のうちにできることはないか」と部下に問い掛けるとともに、職員の限界を見極め、保健所長に情報提供しながら関係機関に協力を求めて

組み等について説明がありました。

法改正により、都道府県が平時に定める予防計画の記載事項を充実し数値目標を設定することとなり、加えて保健所設置市等でも予防計画策定が求められます。また、連携協議会を創設し、都道府県保健所設置市・特別区、関係者などの連携強化等を図るとともに、IH EATや地方衛生研究所の体制整備などが法定化されることとなります。

会員数について

令和4年11月現在の全国保健師長会の会員数は5367名で昨年より111名減少しています。

ホームページに活動状況とともに「入会のご案内」が掲載されていますので、ご覧いただき未加入の方はぜひご加入をお願いいたします。

全国保健師長会では、保健医療福祉等の多様な機関との連携を強化しながら、各ブロック活動の充実強化や調査研究事業等の推進を図り、次世代を担う保健師の成長を支援することにより、保健師の専門性の向上を図ってまいります。

(文責：広報委員会)